

令和7年9月1日

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム
令和7年度 GAPファンドプログラム「ステップ1」参加者募集要項

(目的)

2024 年 1 月に、東海地域に拠点をおく 16 機関が、Tokai Network for Global Leading Innovation (Tongali)プラットフォームとして、大学発新産業創出基金事業スタートアップ・エコシステム共創プログラムに採択されました。これは、Tongali プラットフォームが、「ものづくり産業集積地としての基盤を活かした"ディープテックイノベーション"のグローバル拠点形成」を掲げ、未来に繋がる価値を創り、届けることができるトンガった技術を発掘・人材を育成し、技術・イノベーションの観点から描くスマート社会「Tech Innovation Smart Society」を具現化するスタートアップ・エコシステムの実現を目指します。

この取組の一環として、GAP ファンドプログラムを実施します。ここでは、社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する、大学等のアカデミアから生まれるスタートアップの創出を、質・量ともに格段に充実させることを目的としており、大学の技術シーズの発掘、研究開発課題の募集・選考を行い、採択後、研究代表者等に対して、研究開発費（GAP ファンド）の適切な配賦、起業ノウハウ等の学習、ビジネスモデルのブラッシュアップ、想定顧客訪問サポート、CxO 人材のマッチング、メンタリングプールを活用した支援を実施し、更にはプラットフォーム内で Demo Dayを開催し、同プログラムで支援を行った研究開発課題について、エンジェル投資家や VC、将来の提携事業先企業等が参画する活動成果を発表(ピッチを含む)する場を提供します。

GAPファンドプログラムについては、ステップを以下の通り「ステップ1（応用研究）」、「ステップ2（概念実証・スタートアップ組成）」に分けて実施しており、今般の公募については、令和7年度（2025 年度）「ステップ1」への参加者を募集するものとなります。

尚、「ステップ2」については、令和7年度（2025 年度）採択分の公募については終了しており、令和8 年度（2026 年度）採択分の公募については、2026年2月頃のエントリー開始を予定しております。

	ステップ1 応用研究	ステップ2 概念実証・スタートアップ組成
対象	基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指します	前半ではビジネスとしての可能性の評価と実証（PoC）を行い、起業にあたってクリアすべき課題の解決を目指します（概念実証） 後半ではこれら取組に加え、大学等発 SU の組成と VC が投資判断できるレベルに向けて、PoC を継続して実施します（スタートアップ組成）

また、基礎的な研究への支援、および起業後の企業に対する支援につきましては、本GAPファンドプログラムの支援対象となりませんので、ご注意下さい。但し、本プログラム中に起業した場合、その限りではなく、起業後の支援継続の可能性があります（概要については別紙1を参照）。

(採択金額・件数等)

○1件あたりの金額（直接経費※1）：最大 500 万円

但し、医療系（創薬）（定義については後述）について特別枠を設定し最大 1,000 万円

※1：直接経費に対する 30%の間接経費も配分されます。

○目的

革新的な技術シーズについて以下を目的とする

- －基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げる
- －上記を達成する為、顧客を作るためのトラクション作り、課題と Solution の Fit を検討する

○技術分野：「モノづくり-Deep Tech他」、「医療系（創薬以外）」および「医療系（創薬）」のいずれかに申請して頂きます。（詳細は、別紙 4 を参照してください。）

医療系（創薬以外）：医療分野、介護・福祉分野が対象（詳細は、別紙4を参照してください。）

医療系（創薬）：人間に対する治療薬、創薬プラットフォーム、再生医療等製品が対象

モノづくり-Deep Tech 他：上記以外が対象

○採択数：35 件程度を想定

○本資金支援期間（予定）：2026年5月・6月頃 ～ 2027年3月末

○対象大学、研究機関（予定）：15 機関（名古屋大学、豊橋技術科学大学、岐阜大学、三重大学、名城大学、藤田医科大学、名古屋市立大学、静岡大学、浜松医科大学、豊田工業大学、岐阜薬科大学、名古屋工業大学、静岡県立大学、静岡理工科大学、自然科学研究機構）

※金額や採択数につきましては、変更の可能性もあります。

（応募資格等）

・研究代表者として応募できるのは、上記 15 機関に所属する教職員、学生です（※但し、修士課程、博士課程の学生に限り、学部生は対象とはなりません。また、学生が申請する場合は担当教員との連名で申請してください。）。

・研究代表者が学生（修士・博士課程）の場合、最長 4 年間（ステップ 1 とステップ 2 の期間合計）で金額上限 500 万円とします。（ステップ 1、2 については別紙 5 をご確認ください。）

・すでに起業したベンチャー企業への技術移転が目的の場合は、本制度の趣旨と異なるため、研究代表者 にはなりません。

（重複実施・応募について）

・過去に Tongali や他の GAP ファンドに採択された場合であっても申込可能ですが、一定の制限がありますので、詳細は別紙 2 の「研究代表者やシーズの要件について」をご確認ください。

・本 GAP ファンドにつきましては、2026年春頃、「ステップ 1」の次フェーズにあたる「ステップ 2」を公

募する予定です。目的に応じたステップに応募下さい。また詳細は別紙5をご確認下さい。

(資金用途)

研究代表者がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための費用となります。純粋な基礎研究用途は不可です。また、既存及び立ち上げたベンチャー企業のため（登記費用や事務所経費等）には使用することはできません。

詳しくは、JST 公募要領（https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf）の P.56～P.58 を確認ください。

(申請・審査手順)

①参加申請

まずは以下の一覧より各大学の産学連携窓口へお問い合わせください。プログラムのご紹介とともに、申請方法についてご案内いたします。

②エントリー様式の提出

- ・エントリー様式1（各大学の産学連携窓口より提供）
- ・提出方法：本プログラムのホームページ内のフォームより提出（※：2025年10月14日（火）正午）

※プログラムのエントリーには審査はありません。後日提出の申請書類により審査を実施します。

③伴走支援者のアサイン

各機関より、伴走支援者がアサインされます。

④事前研修（仮説検証プログラム）受講

- ・スタンフォード大学で開発されたリーンローンチパッドを用いて、新規事業を立ち上げるための効率的な仮説検証の方法を学びます。産学連携担当が伴走します。
- ・なお、令和3～6年度GAP ファンドプログラムでの仮説検証プログラムや同様の内容のプログラムを受講された方は必須ではありません（参加エントリー様式に、受講されたプログラムの内容を記載して頂き、事務局で本研修の必要の有無を判断させていただきます）。

・日程：

共通 第1回 モノづくり系 10月20日（月） 9:30～13:00 医療・創薬系 10月20日（月） 14:00～16:00
第2回 11月21日（金） 9:30～13:00 （分野共通）
第3回 12月18日（木） 9:30～13:00 （分野共通）

※リーンローンチパッドとは、「リーンスタートアップ」という新規事業立ち上げの理論をもとに、新規事業を迅速かつ効率的に立ち上げる手法を学ぶ実践型セミナーです。

⑤審査申請様式提出

- ・事前研修修了後、別途、所定の申請書をご提出頂きます。
（様式：後日提供、申請期日：令和8年1月9日（金）正午）

・この時点で、申請分野「モノづくり-Deep Tech 他」／「医療系（創薬以外）」／「医療系（創薬）」を選択。

・申請書には事業開発、技術開発、体制整備の3つの観点で、ステップ1終了時に達成すべきマイルストーン（達成目標）を設定頂きます。

⑥審査会実施

・令和8年2月～3月にかけて審査会を実施します。

・審査は、15機関の審査員及び外部有識者で構成されるGAPファンド審査会（守秘義務があります）により実施します。また、審査会は「モノづくり-Deep Tech 他」「医療系（創薬以外）、医療系（創薬）」と分けて実施します。

－申請書を提出頂いた後、書面審査を実施します。書面審査の結果は2月16日（月）以降通知します。

－書面審査を通過した申請者は、最終審査である面接審査にお進み頂きます。

（審査日（予定）：モノづくり系 3月5日（木）、医療・創薬系 3月11日（水））

⑦採択後

採択者には、活動支援金が支給されます。採択時点で経営者候補人材（C x O候補人材）が不在のチームには、事務局がマッチング機会を提供します。マッチングした後、同人材と定期的に打合せを行い事業検証を実施いただきます。また、事務局が提供する複数回の起業に関する研修を受講頂きます。

支援期間終盤に成果報告会を実施しますので、その場で申請時に設定したマイルストーン（達成目標）を達成したか否かについての評価を行います。

※詳細は、お問い合わせ後に産学連携担当よりご説明させていただきます。

（審査の観点）

明確なマイルストーン（達成目標）設定、シーズ・知財の状況、事業性、終了時点での目標達成に向けた実施体制、競合分析等を総合的に評価し審査致します。

（採択後の会計処理、起業支援など）

本資金の予算科目は研究開発費として分配され、所属する各大学を通しJSTに会計報告が行われます。本事業で行われた開発などにより得られた知的財産等の成果は、所属する大学の規程により帰属先が決まります。

（その他）

・採択された課題は、所属機関、部局名、職名、氏名、技術シーズの名称、採択金額を公表する予定です。技術シーズの名称について、公表できる名称も申請書に記入してください。

・以下のJSTの公募要領に反する場合には、ご参加いただけない場合もございます。

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf

・申請頂いた内容につきましては、守秘義務を課した上で、本事業の協力機関に開示することがあります。

以上

(募集要項全体問い合わせ先) ※ご所属の大学窓口にお問い合わせください。

○名古屋大学

イノベーション・アントレプレナーシップ推進室

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-559-9682

E-mail : tongali-x@aip.nagoya-u.ac.jp

○豊橋技術科学大学

研究推進課 外部資金係

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 0532-44-6983

E-Mail : chizai@office.tut.ac.jp

○岐阜大学

研究推進部 研究推進課内

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 058-293-2087

E-mail : kes-sangk@t.gifu-u.ac.jp

○三重大学

研究・地域連携部 社会連携チーム

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 059-231-5549

E-mail : syakai-t@ab.mie-u.ac.jp

○名城大学

学術研究支援センター

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-838-2036

E-mail : sangaku@ccml.meijo-u.ac.jp

○藤田医科大学

産官学連携推進センター スタートアップ推進室 担当 西村・鈴木

TEL : 0562-93-9575

E-mail : f-startup@fujita-hu.ac.jp

○名古屋市立大学

教育研究部 スタートアップ支援担当

TEL : 052-853-8309

E-mail : ncu-innovation@sec.nagoya-cu.ac.jp

○静岡大学

イノベーション社会連携推進機構

スタートアップ事務局 大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 053-478-1713

E-mail : startup@adb.shizuoka.ac.jp

○浜松医科大学

光医学総合研究所光トランスレーショナルリサーチ推進部門スタートアップ支援・URA室

TEL : 053-435-2230

E-mail : amanoy@hama-med.ac.jp

○豊田工業大学研究支援部

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-809-1723

E-mail : research@toyota-ti.ac.jp

○岐阜薬科大学

事務局庶務会計課 政策係担当

TEL : 058-230-8100

E-mail : syomuk@gifu-pu.ac.jp

○名古屋工業大学産学官金連携機構

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-735-5510

E-mail : liaison@adm.nitech.ac.jp

○静岡県立大学

地域・産学連携推進室

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当（芝田・牧田・青島）

TEL : 054-264-5124

E-mail : renkei@u-shizuoka-ken.ac.jp

○静岡理工科大学

総務部 社会連携課 大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 0538-45-0108

E-mail : shakai@sist.ac.jp

○大学共同利用機関法人自然科学研究機構

事務局研究協力課研究支援係（産学連携事務担当）

TEL : 03-5425-1318

E-mail : nins-sangaku@nins.jp

別紙1：起業後支援について

起業後支援についての概要は下記をご確認ください。

ステップ1においては、継続支援のみが申請可能となりますのでご注意ください。（ステップ2では、SU直接支援と継続支援の両方が申請可能です。）

	SU直接支援	継続支援
支援金額	最大2,000万円(直接経費)	※採択時の申請金額の予算範囲内 (=増額支援無)
目的	本基金事業の支援を受けて起業したスタートアップが、創業初期におけるベンチャーキャピタル（以下、「VC」という）による出資や国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による支援などシード期の支援に円滑に進むよう、スタートアップの創業初期の一定段階にある研究開発課題に対して、事前の確認・承認を経て、支援を継続して実施する為	
対象	大学等発スタートアップ	大学等、事業化推進機関
支援期間	最長1年 ※研究開発課題の実施期間終了後、1年以内 ※ただし、本基金事業が終了するR11年度末までとする	スタートアップ設立日から1年以内 もしくは、研究開発課題の実施期間終了日までの短い方の期日
審査方法	プラットフォーム内でのヒアリング審査	プラットフォーム内での審査
支援条件	・スタートアップ設立日が当該研究開発課題の実施期間内であること。 ・対象となる大学等発SUは日本法人であること（外国法人は対象外）。 ・ステップ2における事業化推進機関が継続して実施体制に含まれていること。 ・資金調達を行うための研究開発の課題が明確であり、支援を必要とすること。 ・適切かつ現実的な事業計画が策定されていること。 ・本支援終了後に履行可能な資金獲得計画が整っていること。 ・本支援で目指すマイルストーンを達成した場合、支援する事業化推進機関または他の投資機関が投資委員会等の意思決定に付議することを条件とし、出資検討確認書の提出を求めます。（出資実行の確約までは求めません。）	・大学等発SU設立日が当該研究開発課題の実施期間内であること。 ・ステップ2における事業化推進機関が継続して実施体制に含まれていること。 ・大学等発SUが資金調達を行うための研究開発の課題が明確であり、支援を必要とすること。 ・適切かつ現実的な事業計画が策定されていること。 ・本支援終了後に履行可能な資金獲得計画が整っていること。
申請制限	プラットフォームにおける承認審査を経た上で、大学等発SU設立日(予定で構いません)の3ヶ月前までに必要書類をJST担当者へ提出	プラットフォームにおける審査を経た上で、大学等発SU設立日(予定で構いません)の原則として3ヶ月前までに提出してください。
その他	・半期毎に目標を定めていただき、支援開始から半期経過時に進捗を報告が必要 ・特許関連経費の直接経費からの支出はできません。間接経費での計上を原則とします。	・原則、研究開発の費用が対象となります。ただし、委託費を用いて収入を得る行為は不可といたします。 ・委託費は全て大学等で使用し、事業化推進機関での使用は認めません。 ・継続支援の途中でスタートアップ直接支援を追加で希望することはできません。

※詳細につきましては、JSTが公開している下記「起業後支援の手引き」をご参照ください。

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/files/su-ecosys/su-ecosys_su_guidebook.pdf

別紙2：研究代表者や技術シーズの要件について

＜研究開発課題の研究代表者の要件について＞

※研究開発課題の研究代表者は、審査会への申請時点において、以下の①～⑤の要件を、全て満たすこと。

① 応募時点、及び研究実施期間において、所属する国公立大学、国公立高等専門学校、大学37 共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等の研究者、または学生（修士課程、博士課程）であり、かつ研究開発課題の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。また、研究実施期間を通じて代表者として責任を持って事業化に向けた研究推進ができること（研究実施期間中の研究代表者の交代は不可）。なお、応募にあたっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましい。しかし、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募を排除しない。例えば、大学等の研究成果として創出されたAI技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等を対象にすることも可能。ただし、学部生は対象とはしない。

② シーズを利用したスタートアップ企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。

③ シーズについて、本公募プログラムを通じて創出されるスタートアップ企業の実施に関してそのシーズの発明者、シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。

④ プラットフォームが目指すスタートアップ・エコシステムの形成について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。

⑤ 学生（修士課程、博士課程）が研究代表者となる場合は、以下（１）～（３）が条件となります。

（１） 学生の修了等に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築及び事業化推進を担保できること。（研究代表者の交代は原則として不可です。）

（２） 学生及び指導教員が双方署名の上、「学生と所属機関の間で、研究成果として生じる知的財産権の取扱いについて取り決め、合意したこと」を確認できる確認書を提出すること。

研究開発費は最長4年間（ステップ1とステップ2の期間合計）で金額上限500万円を基本とすること。

（３） 研究開発費は最長4年間（ステップ1とステップ2の期間合計）で金額上限500万円を基本とすること。（ステップ1、2については別紙5をご確認下さい。）

＜重複実施の制限について＞

GAP ファンド審査会への申請に際し、同一の研究代表者は、大学発新産業創出基金事業内のディープテック・スタートアップ国際展開プログラム、起業実証支援、可能性検証（【起業挑戦】の提案）、研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）内の起業実証支援、ビジネスモデル検証支援、・SBIRフェーズ1支援、大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題、大学・エコシステム推進型 大学推進型内の研究開発課題を同時に実施することはできません（両方に申請することは可能ですが、一方のファンドの採択が決定した段階で、当該ファンドを実施するか、他ファンドの審査結果を待つために当該ファンドを辞退するか選択する必要があります）。詳細はJST 公募要領

(https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf) の p.39～p.42
を参照ください。

<過去採択課題の申請制限について>

R4 年度実施のタイプ A、研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）プロジェクト支援型、研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）起業実証支援、大学発新産業創出基金事業（スタートアップ・エコシステム共創プログラム（STEP1・STEP2）、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム）に採択されたことのある課題については、申請できません。

別紙3：Q&A

※本Q&Aの内容とJSTの公募要領の内容が矛盾する場合は、JSTの公募要領の内容が優先されます。

Q1	起業前のテーマに限るというのはどういう意味でしょうか？すでにあるスタートアップ企業で始める新しいプロジェクトなら対象になりますでしょうか？
A1	既にある企業において行うプロジェクトは対象外です。登記前（起業前）のプロジェクトに限定しています。 <u>また、すでに別のプロジェクトで起業されている場合は、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示いただくことが必要です。</u>
Q2	本プログラム中の支援期間終了を待たず、起業することは可能でしょうか？
A2	可能です。但し、事前にJSTへの報告が必要になりますので、必ず各所属機関の伴走者およびTongali事務局と相談してから判断して下さい。
Q3	本プログラム中に起業しても、継続的に支援は受けられますか？
A3	起業後の支援継続の可能性があります。別途事務局にお問合せ下さい。別紙1に概要を示していますのでご覧ください。「SU直接支援」「継続支援」のいずれにおいても、原則として起業3か月前までにPFによる審査を経た上でJSTへの申請書類の提出が必要です。PFやJSTでの審査期間等も踏まえ、起業時期はなるべく早期にPF事務局までお知らせください。
Q4	知財をすでに取得していることが前提という理解でよろしいでしょうか？
A4	取得していることが望ましいですが、必須ではありません。ビジネス優位性という観点で、知財戦略がある方が望ましい場合は多く、出願はご検討ください。なお、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能です。
Q5	スケジュールについて研究者の方々に配布できるスライドはございますでしょうか？
A5	本要領の（申請・審査手順）をご確認頂くか、詳しくは各機関の窓口にご相談ください。
Q6	審査につきまして、①何人の審査員ですか②どこの所属の方ですか③分野ごとに分けるのですか、それとも全分野一括ですか？
A6	①及び②審査員の数は最終確定していませんが、プログラム参加者には事前共有させていただく予定です。外部有識者と大学関係者の混成を予定しています。 ③「モノづくり-Deep Tech 他」と「医療（創薬以外）、医療系（創薬）」につきましては、審査を分けて行います。
Q7	本GAPファンドプログラムで作製した試作品や、購入した設備（サーバー等）については、起業した法人に移管等可能になりますでしょうか？
A7	ご所属の大学・研究機関の規定によりますので、別途ご所属先への確認をお願いいたします。
Q8	学生が代表者として申請できますでしょうか？
A8	学部生はできません。修士課程・博士課程の学生は可能ですが、担当教員の記載が必要です。詳しくは、別紙2の「研究代表者やシーズの要件について」をご確認ください。ただし、6年制課程の5年生・6年生で、研究室に配属されている学部生は、研究代表者となることができます。
Q9	本GAPファンドプログラムのチームメンバーには学部の学生を含めても良いのでしょうか？
A9	可能です。

Q10	経営者人材候補とのマッチングとは具体的に何を指しますか。
A10	起業した後に、当該企業の経営を担う候補人材とのマッチングを指します。詳細は採択後に事務局よりご案内します。
Q11	推進費の使途に出てくる「研究担当者」とは、誰のことでしょうか？
A11	申請書作成の際に記載いただく「研究開発者」等、実際に研究を行う対象者を指します。本予算で研究担当者の人件費は支出できません。
Q12	研究代表者があるベンチャー企業の株主である場合、そのベンチャー企業に試作費を支払うことはできますか？
A12	各機関の利益相反の規定によるため各機関の窓口へ問い合わせをお願いいたします。
Q13	修士課程の学生なのですが Tongali のアントレプレナーシップ教育プログラムに参加しながら、本 GAP ファンドプログラムに参加することは可能でしょうか？
A13	可能です。ただし、学部生はできません。
Q14	人件費は出せますか？
A14	JST 公募要領 (https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf) の P.56～P.58 を確認ください。一部、支出可能です。
Q15	プロトタイプ作製に係る外注費について、ご説明いただけないでしょうか？
A15	外注は可能ですが、そこに研究要素を含むことはできません。
Q16	予算の使用範囲について
A16	JST 公募要領 (https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf) の P.56～P.58 を確認ください。
Q17	大学院生が研究中等に発明した技術シーズであっても、大学がその技術シーズの権利を有しているとなれば応募することは可能か？
A17	申請可能です。詳しくは、別紙 2 の「研究代表者や技術シーズの要件について」をご確認ください。
Q18	直接経費を特許出願費用に充てることは可能か？
A18	一定の条件を満たす場合、特許出願費用については、各大学の事務局が管理するプログラム推進費から支出可能です。詳細は事務局までお問合せ下さい（採択後、採択者向け説明会にて説明させて頂く予定です）。

以上

別紙4：「医療系（創薬以外）」「医療系（創薬）」の考え方

○「医療系（創薬以外）」について

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設や居宅等において、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものとして考えられる事業。具体的には、以下（１）～（３）に該当するもの。

（１）「医療分野」

- ①【健康管理事業系】健康管理（アプリケーション、機能性食品、サプリメント開発等含む）、医療相談、検査、生体情報解析等に関する事業。
- ②【医療機器開発・支援事業系】医療機器（医薬品医療機器法に定義されるもの）、遠隔医療、電子カルテ、病院向けシステム、データ分析、再生医療、医師教育、矯正器具、治療支援、保険外看護等に関する事業。
- ③【その他】その他、医療分野事業に分類されると思料されるもの。

（２）「介護・福祉分野」

①介護・福祉に関する事業

要介護者の見守りやQOL改善、リハビリ・福祉用具開発等に関する事業。

②介護・福祉従事者向け業務支援事業

介護・福祉に係る計画や記録の作成支援ツール等に関する事業。

（３）上記の内、医療・看護・薬剤師・福祉分野などの人材紹介プラットフォームや、病院・クリニック等の検索アプリ、医療ツーリズムプラットフォーム、疾患別コミュニティプラットフォーム、高齢者向けアプリ、高齢者・要介護者等のモビリティなどは除く。

○「医療系（創薬）」について

- ① 医薬品開発に関する事業：各種モダリティー（低分子や天然物、中分子、抗体、核酸、たんぱくなど）で、具体的な候補医薬品（物質特許）を持っているのが前提で、それを開発するのが基本の事業
- ② 新規創薬技術に関する事業（医薬品を創出する、付加価値を生み出す技術）：ターゲット分子の探索技術、医薬品の探索技術、スクリーニング技術や最適化技術、製剤、DDS技術、製造技術などの事業
- ③ ヒト又は動物の細胞に培養等の加工を施したものであって、「身体の構造・機能の再建・修復・形成するもの」「疾病の治療・予防を目的として使用するもの」、および遺伝子治療を目的として、ヒトの細胞に導入して使用するもの

以上

別紙5 「ステップ1」「ステップ2」への応募について

(ステップ2について)

- ・「ステップ1」の次フェーズにあたる「ステップ2」を2026年春頃公募（採択資金利用可能時期は2026年秋）予定です（ステップ2概要については、以下をご参照下さい）。
- ・今回「ステップ1」に採択された案件については、2026年春募集予定の「ステップ2」へ応募できません。
- ・自身のフェーズに適合したステップへ申請してください。

	ステップ 1	ステップ 2
通常枠の採択金額 (カッコ内は創業系)	500万円 (1,000万円)	最大6,000万円 (最大1億円)
目的・対象	革新的な技術シーズについて ・顧客を作るためのトラクション作り ・課題とSolutionのFitを検討し、ビジネスとしての可能性を評価する。	本格的にSU組成を目指す。 ・ビジネスとしての可能性評価 ・PoCを固めていくステージとして、Product/Market Fit (PMF) の設計を目指す。
申請分野	医療（創業）系：医療分野、創業分野、介護・福祉分野 モノづくり-Deep tech 系：上記以外全ての分野	創業系：創業分野 非創業系：モノづくり-Deep tech、医療、介護・福祉分野等 「創業系」以外全ての分野
実施期間	1年	最長3年（1年毎に継続可否の審査有）
採択件数（合計）	年間 30～50件程度	年間 6件程度
応募資格等	研究代表者は、15機関に所属する教職員、学生（博士、修士課程相当の学生に限る） 仮説検証プログラム等の事前研修の受講	
	Tongaliが認定した 「事業化推進機関（VC等）」の参画が必要	
申請制限	R4 実施タイプA、START(プロジェクト支援型/起業実証支援)、D-Global/スタエコ共創 ステップ1/ステップ2の過去採択研究シーズ	START(プロジェクト支援型/起業実証支援)、D-Global/スタエコ共創 ステップ1/ステップ2の過去採択研究シーズ
インキュベーション プログラム	・起業化に向けたセミナー ・経営人材マッチング 等	・事業化推進機関を中心としたメンタリング ・海外研修プログラム・経営人材マッチング 等

以上